

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R7.6.1	業務変更	変更前	郵便局	738280	市棚簡易郵便局	○	宮崎県延岡市北川町川内名2660-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	738280	市棚簡易郵便局	○	宮崎県延岡市北川町川内名2660-1	○	○	○	×	○	○	-	
R7.6.1	業務変更	変更前	郵便局	767560	佐世保大和簡易郵便局	○	長崎県佐世保市大和町731-12	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	767560	佐世保大和簡易郵便局	○	長崎県佐世保市大和町731-12	-	○	○	×	○	○	-	
R7.6.1	業務変更	変更前	郵便局	817200	中井簡易郵便局	○	宮城県気仙沼市唐桑町中井441-3	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	817200	中井簡易郵便局	○	宮城県気仙沼市唐桑町中井441-3	○	○	○	×	○	○	-	
R7.6.2	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	617290	正木簡易郵便局	○	愛媛県南宇和郡愛南町正木1256	○	○	○	×	○	○	-	
R7.6.2	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	748860	棕本簡易郵便局	○	福岡県飯塚市棕本587-3	-	○	○	×	○	○	-	
R7.6.2	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	786060	久木野簡易郵便局	○	鹿児島県南さつま市加世田津貫23187-1	○	○	○	×	○	○	-	
R7.6.9	移転	変更前	郵便局	223640	桑名大山田郵便局	-	三重県桑名市大山田1-7-7	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	223640	桑名大山田郵便局	-	三重県桑名市大山田1-9	-	○	○	○	○	○	-	
R7.6.16	改称	変更前	郵便局	053500	勝浦鵜原郵便局	-	千葉県勝浦市鵜原1686-2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	053500	鵜原駅郵便局	-	千葉県勝浦市鵜原1686-2	○	○	○	○	○	○	-	
R7.6.16	移転	変更前	郵便局	200140	名古屋柳橋郵便局	-	愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	200140	名古屋柳橋郵便局	-	愛知県名古屋市中村区名駅4-24-5	-	○	○	○	○	○	-	
R7.6.16	移転	変更前	郵便局	413100	平野加美西郵便局	-	大阪府大阪市平野区加美西1-18-21	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	413100	平野加美西郵便局	-	大阪府大阪市平野区加美鞍作1-3-30	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R7.6.23	移転	変更前	郵便局	021730	横浜豊岡郵便局	-	神奈川県横浜市鶴見区豊岡町2-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	021730	横浜豊岡郵便局	-	神奈川県横浜市鶴見区豊岡町2-8-14	-	○	○	○	○	○	-	
R7.6.23	移転	変更前	郵便局	216870	一宮西御堂郵便局	-	愛知県一宮市萩原町西御堂郷南切2-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	216870	一宮西御堂郵便局	-	愛知県一宮市萩原町西御堂字四ツ辻4-0-1	-	○	○	○	○	○	-	
R7.6.30	移転	変更前	郵便局	051600	千葉亥鼻郵便局	-	千葉県千葉市中央区亥鼻1-4-21	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	051600	千葉亥鼻郵便局	-	千葉県千葉市中央区亥鼻3-1-16	-	○	○	○	○	○	-	
R7.6.30	契約解除	変更前	営業所	907040	石狩滝ノ上簡易郵便局	○	北海道夕張市滝ノ上1-0-20	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。
2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。
3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。
4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。
5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。